

Weekly Report

第 4 4 8 号
平成 30 年 3 月 5 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

申告内容に誤りがあった場合などの取り扱い

29年分の所得税と贈与税の確定申告は3月15日が深刻期限となります。

◎期限内に提出した申告書の誤りに気付いた場合……申告期限内に確定申告書が同じ人から複数提出された場合は原則、最後に提出された申告書が取り扱われるので、訂正した申告書を再提出します。

◎期限後に申告書の誤りに気づき、納める税金が多かった又は還付が少なかった場合……「更生の請求」を行うことで税金が還付されます。手続は、更生の請求書に必要事項を記入して所轄税務署長に提出します。なお、更生の請求ができる期間は原則、申告期限から5年以内です。

◎期限後に申告書の誤りに気づき、納める税金が少なかった又は還付が多かった場合……「修正申告」を行い、正しい税額に訂正して税金を納めます。手続は修正申告書に必要事項を記入して所轄税務署長に提出しますが、新たに納めることになった税金は修正申告書の提出日が納期限となります。また、延滞税も併せて納付

します。

なお、税務署から調査の事前通知を受けた後に修正申告をした場合は、過少申告加算税がかかります。

◎期限内に申告をしなかった場合……期限後に申告した場合、納める税金のほかに無申告加算税（50万円まで15%、50万円超の部分は20%）が課されますが、調査通知前に自主的に期限後申告をした場合は5%に軽減されます（調査通知後は50万円まで10%、50万円超の部分は15%）。

なお、期限後申告が申告期限から1ヵ月以内に行われ、期限内申告の意思があったと認められる一定の場合には、無申告加算税は課されません。

4月から障害者の法定雇用率が引上げ

障害者雇用促進法により、事業主には雇用している労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務付けています。

今年4月から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に「精神障害者」が加わり、あわせて民間企業の法定雇用率が2.2%（現行2.0%）に引上げられます。

また、法定雇用率の引上げに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員45.5人以上（現行は50人以上）に変わります。

なお、対象となる事業主には、障害者雇用状況（毎年6月1日時点）をハローワークに報告するなどが義務付けられます。

30年度から改定される労災保険率

労災保険率は、業種ごと（54業種）に異なる料率が定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して、原則3年ごとに改定が行われています。

これに伴い、今年4月から適用される労災保険率が改定（引上げ3業種、引下げ20業種、据置き31業種）され、全業種平均では4.5/1000（現行4.7/1000）に引下げとなります。

また、一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率なども改定されます。